

# 戦略的国際展開と国際貢献の強化

# 第1節

# インフラシステム海外展開の促進

# 1 政府全体の方向性

新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の経済成長につなげていくため、政府は平成25年3月に国土交通大臣を含む関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」を設置し、同年5月の同会議において「インフラシステム輸出戦略」を策定するとともに、22年時点で約10兆円であった我が国企業によるインフラシステムの受注を令和2年に約30兆円とすることを目標とし、毎年フォローアップと改訂を重ねながら、政府全体で「質の高いインフラシステム」の海外展開に取り組んできた。

この結果、我が国企業のインフラシステム受注額は、平成30年には約25兆円へと増加しており、そのうち国土交通関係分野については、交通分野で約0.5兆円から約2.2兆円、基盤整備分野で約1.0兆円から約2.8兆円と、22年と比較して大きな伸びを見せており、我が国の技術・ノウハウによって培われた質の高いインフラシステム海外展開の取組は、着実に成果を上げてきている。

その一方で、中国、韓国、新興国の企業の台頭等による競争環境は激化している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は未だ収束に至っていないが、これを契機にデジタル変革が加速化しており、これに伴うインフラニーズの変容も想定される。加えて、気候変動対策など「持続可能な開発目標(SDGs)」達成や、国際社会の安定と繁栄の基盤として我が国が提唱している「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現が国際的な関心事となる中、インフラシステム海外展開においても、これらへの貢献が求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、令和2年12月に、3年以降の政府のインフラシステム海外展開の方向性を示す「インフラシステム海外展開戦略 2025」が経協インフラ戦略会議において新たに策定された。「インフラシステム海外展開戦略 2025」は、インフラシステム海外展開の目的として、①カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、②展開国の社会課題の解決・SDGs達成への貢献、③「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現、の3本の柱立てとした上で、7年に34兆円のインフラシステムの受注を目指すこととしている。

# 2 国土交通省における取組み

国土交通省では、上記1.の通り、政府を挙げて取り組んでいる質の高いインフラの海外展開について、国土交通分野の関係者と情報・戦略を共有し、官民一体となった取組みを進めるため、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を策定し、毎年改定してきた。令和2年7月の改定による「行動計画2020」では、それまでの取組を分析して明らかになった課題を抽出し、国内外の競争環境から導かれる課題と合わせて検討し、その結果を反映した形で、以下の(1)~(8)を基本的な方針として精力的に推進しているところである。

#### (1)「川上」からの継続的関与の強化

我が国企業が確実に案件を獲得するために、案件が成立するか不明な「川上」の段階から、相手国 のインフラニーズを的確に把握しつつ、相手国に働きかけ、我が国企業が参入しやすい環境整備作り を行っていく必要がある。このため、相手国の国土計画・マスタープラン等の上位計画に係る調査事 業への協力、トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話等、GtoGによる情報発信等をテレビ 会議などのオンラインも活用し取り組んでいる。

#### (2) PPP 案件への対応力の強化

世界の膨大なインフラ需要を公共投資だけで賄うことは困難であり、新興国の中には対外債務増加 に消極的な国もあることから、民間資金を活用する官民連携(PPP: Public-Private Partnership)へ の期待が高まっている。しかしながら、PPP案件を円滑に進めるための法制度が未整備であったり、 相手国政府に官民の適正なリスク分担に対する理解が不十分な場合もあることから、相手国が置かれ ている状況を十分に踏まえ、政府としても相手国政府に環境整備を働きかけている。

また、交通・都市開発分野のプロジェクトは、初期投資が大きく資金回収までに長い期間を要する ことに加えて、政治リスク、需要リスク等の様々なリスクが存在するため、民間だけでは参入が困難 なケースも見られる。このようなリスクを軽減し、出資や人材派遣等により事業参画を行う、ハンズ オンのインフラファンドとして設立されたのが、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN) である。JOINの業務については、令和元年度に行った株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法 施行5年後の検証作業で交通事業・都市開発事業を支援する事業の拡充などの方向性が示されたとこ ろであり、JOINの支援機能の更なる強化を図ることで、今後もJOINの活用による我が国企業のPPP 案件への参入促進を図っていく。

# (3) 我が国の強みを活かした案件形成

我が国の「質の高いインフラシステム」は、①使いやすく長寿命であり、初期投資から維持管理ま で含めたライフサイクルコストが低廉、②技術移転、人材育成・企業育成等相手国発展のための基盤 づくりを合わせて実施、③工期等契約事項の確実な履行、及び④環境や防災、安全面にも配慮し、経 験に裏付けられた技術をトータルに導入等を特長として有しており、これらの強みを活かした案件形 成を進める。他方、競合国企業は、我が国企業と比して企業規模に圧倒的な差があり、また、技術力 を急速に向上させていることを踏まえ、我が国企業が比較優位を持つ技術は何かを不断に検証してい く。その際、デジタル、AIやIoT、ビッグデータといった第4次産業革命の新技術を活用したインフ ラも検証の対象とし、積極的に案件形成を図っていくこととする。

#### (4) 我が国コンサルタントによる調査等の質の向上

円滑な案件形成を進めるために、我が国コンサルタントによる調査、詳細設計等の成果の質のさら なる向上を図る必要がある。このため、事業調査の早期段階での我が国企業の知見の聴取、我が国コ ンサルタントの業務実施環境の整備等に取り組んでいく。

#### (5) 我が国企業の競争力の強化

競合国企業は、我が国企業と比べて、海外展開に関し事業の規模と実績において大きく上回ってお り、単純な価格競争では、我が国企業は不利な状況にある。国内を主な市場としてきた業界では、海

外展開することを想定した供給能力を備えていない場合もあり、価格面及び提供する商品の質の柔軟性を含めた供給能力面において、我が国企業の競争力を強化していく必要がある。

そのため、現地ローカル企業との連携の促進、コストダウンの一助となる海外での設計・製造拠点の設置や現地職員の活用並びにM&Aによる現地・海外企業の取得といった取組を支援している。また、(株)国際協力銀行(JBIC)、JOIN等の公的ファイナンスを活用し、魅力あるファイナンススキームの提案に努めることにより、相手国の財政負担の軽減にもつなげていく。

## (6) 我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備

我が国企業が海外案件に従事する際は、語学能力に加え、相手国の情勢、商習慣や海外特有リスクの把握のほか、総合的なプロジェクトマネジメント能力を有する人材が必要であるが、こうした人材が不足しているのが現実である。

そこで、我が国企業における国内外の人材流動化を促進する観点から、海外工事・業務に実績があり、今後、国内外での活躍が期待される技術者を表彰する制度を構築したほか、政策研究大学院大学が産学官連携の下に行っている「海外インフラ展開人材育成プログラム」の支援や中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小建設企業の海外展開を支援している。

また、我が国は、インフラシステムに関する規格等も我が国独自のものが築き上げられているが、 他国規格への適合や同等性の証明を求められた場合、それが我が国企業にとって参入障壁となり、競 争力の低下につながるケースがある。このため、国際標準の議論に積極的に参加し、安全面、環境面 及び経済面において優れた我が国の規格等の国際標準化を推進していく。

# コラム 技術者の国内外での相互活用を促進 ~「海外インフラプロジェクト・技術者認定・表彰制度」を創設~

我が国企業がインフラの海外展開を進めるに当たっては、それを担う人材を確保していくことが重要ですが、インフラシステム関連の企業の多くは、安定した需要が見込まれる国内を主な市場としてきたことから、海外市場に対応する人材が不足している状況にあります。また、人材確保にあたっての課題の一つとして、国内・海外の制度や環境の違い、国内の公共工事における海外実績の活用が困難な実態等から、技術者の国内・海外間の相互活用が進まないということが挙げられます。

そこで、国土交通省では、海外インフラプロジェクトに従事した我が国企業の技術者の実績を認定するとともに、特に優秀な技術者を表彰、認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札の際に評価する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年9月に新たに創設しました。

令和2年9月~10月にかけて募集を行ったところ、46の企業等から合計1,203件の認定申請をいただき、審査の結果事実関係の確認ができた1,081件について実績認定を行いました。あわせて、38の企業から合計61名の表彰応募をいただき、国土交通大臣賞17名、国土交通大臣

奨励賞 11 名の受賞者を決定いたしました。国土交通省では3年度の国内工事・業務の入札から 評価に活用することとしており、積極的な活用が期待されます。

また、3年3月24日には、オンラインでの表彰式を開催し、受賞者の方からは「大変栄誉あ る賞を賜り誠に光栄」「今後も表彰の栄誉に恥じぬよう技術研鑽に励み、さらなる国際貢献実現 に向け努力したい」といった声をいただくことができました。

国土交通省では、本制度を3年度以降も継続し、広く技術者を適正に評価することによって 国内外の人材の流動化等を図り、「担い手」人材の確保・育成に努めるとともに、海外における 我が国企業・技術者が益々活躍できるよう最大限の支援を図ってまいります。

# 【関連リンク】

国土交通省 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度のページ https://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai\_tk3\_000198.html

# (7) 案件受注後の継続的なフォローアップ

海外案件においては、受注後に施工に必要な許認可が円滑に行われない、相手国からの金銭の支払 いが遅延するといったトラブルが発生する。これが潜在的なリスクと見込まれ事業価格の高騰を招い ている。解決を働きかける相手方が、相手国政府や自治体、公的機関となることも多く、我が国企業 の独力での解決は困難を伴いがちである。

このため、相談窓口である「海外建設・ホットライン」を活用し、関係省庁やJICA等と連携して 対応策を検討し、必要に応じたトップクレーム等を速やかに実施し、相手国に対する働きかけを行っ ている。このほか、JOINが支援を行っている事業においては、JOINのハンズオン機能の一環として 相手国政府との交渉等を行っている。

# (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対応

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界各地で個別プロジェクトの工事の中断や内容 の見直し等の多大な影響がでている。このため、我が国企業等から情報収集を随時行い、関係府省・ 機関と連携して我が国企業が安心して事業を実施できるよう支援していく。さらに、収束後は公衆衛 生の意識の高まりや、デジタル化の急速な進展等の価値観の変容による、新たなニーズを踏まえたイ ンフラシステムの海外展開を積極的に行っていく。

### (9) 各国・地域における取組み

上記の取組み以外にも、各地域・国との間でインフラシステム海外展開を促進する対話、協力等に 取り組んでいる。令和2年度の取組みは下記のとおりである。

#### ① ASEAN 地域

巨大な単一市場の実現に向け平成27年末に発足したASEAN経済共同体(AEC)においては、地域 の連結性強化等による経済発展が重視されており、今後ヒト、モノ等の流れがより活発になってくる ことが予想される。また、ASEANはアジア地域においても最も我が国建設企業が多く進出しており、 堅調な海外売上高を維持していることから、引き続き我が国企業の重要な市場の一つである。

こうした中、ASEAN諸国から依然として多くの制度整備支援要望が寄せられていることを踏まえ、 昨年度に引き続き、令和3年1月、土地・建設関連制度の整備普及を担うことができる人材育成促進 を目的に、関連制度の講義等をカリキュラム化した第4回目の「建設産業政策プログラム」をオンラ インにて実施しASEAN諸国等9箇国から9名の行政官が参加した。

## (ア) インドネシア

令和2年7月、運輸省との間で、本邦民間企業を交えたオンラインセミナーを開催し、鉄道、港湾等の分野について両国間で引き続き緊密な協力・連携を図っていくことを確認した。

同月、海上保安庁とインドネシア海上保安機構(BAKAMLA)による日・インドネシア海上保安機関長官級会合をオンラインで開催した。同月及び3年1月、BAKAMLAに対して海上保安庁モバイルコーポレーションチーム(MCT)によるオンライン研修を実施した。

令和2年10月の日・インドネシア首脳会談において、両首脳は協力を進展させることについて一致した。

同年11月、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会の取組として、インドネシア情報通信大臣を含む、両国のスマートシティ関係者参加のもと、情報交換及びビジネスマッチングのためのフォーラムをオンラインで開催した。

同年12月、国土交通大臣がトップセールスを実施してきたパティンバン港整備事業に関し、自動車ターミナルの一部及びアクセス道路の完成を期に、ソフトオープン(部分開業)式典が開催された。

令和3年2月、「第7回日・インドネシア建設次官級会合」をオンラインで開催し、建設分野における両国のインフラ整備の課題・経験を共有するとともに、両国の協力を推進していくことで一致した。

同月、有料道路の運営・維持管理(O&M)分野の最新の取組を共有し、官民での両国の道路O&M分野での協力関係の強化を図ることを目的として、「日・インドネシア有料道路O&M技術会議」をオンラインで開催した。本会議には、両国政府に加え日本の高速道路会社、インドネシアの道路運営会社等から、約350名が参加し、活発な意見交換が行われた。

同月、運輸省との間で、都市公共交通に係るオンラインセミナーを開催し、公共交通機関の活性化 施策等について意見交換を行った。

# (イ) カンボジア

令和2年5月、カンボジアの港湾整備の発展及び日本との国際交流への貢献が評価され、カンボジア・シハヌークビル港湾公社のルー・キム・チュン総裁が令和元年度土木学会国際貢献賞を受賞した。同年8月、土木学会主催の授賞式がオンラインで開催され、同総裁が受賞者を代表して講演したほか、国土交通省港湾局から日本・カンボジアの港湾分野での協力について講演した。

官民双方の連携を強化し、都市開発・不動産開発分野における課題の解決に貢献することを目的としてカンボジア国土整備・都市化・建設省との間で設立した「日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム」について、第2回会合を令和3年2月にオンラインで開催した。会合において、赤羽国土交通大臣とカンボジア国土整備・都市化・建設大臣との間で、住宅・建設・都市計画・国土計画・地図作成・測量分野における協力に関する覚書を更新するとともに、平成31年3月に開催された第1回会合後の各取組の進捗状況を確認した。

# (ウ) シンガポール

シンガポール行政機関インフラストラクチャー・アジア(IA)と、当面は都市開発分野(スマート シティ含む。)及び道路・橋梁分野に関し、両国のインフラ関連企業の連携を深め、第三国での協力 案件形成を図る取組を進めている。令和2年8月、本協力枠組のキックオフとして第1回オンライン セミナーを開催し、両国の民間企業を中心に、アジアでの事業展開、両国企業の協力可能性等につい て意見交換を実施した。セミナー後にはそれぞれの相手国企業への関心を得て、1対1の橋渡し、1 対複数のミーティングのアレンジを実施した。3年3月、第2回オンラインセミナーを開催し、国土 交通省とIAとの間で、両国の民間企業が第三国におけるインフラプロジェクトに連携して取り組む ことを協力して支援する覚書を締結、第三国の政府関係者からの事業機会の紹介等を実施した。

# (エ) タイ

令和3年3月、道路分野を中心としたインフラメンテナンスに関するセミナーをオンラインで開催 し、日本企業のタイにおけるインフラメンテナンス事業への参画・協働に向けたネットワーク構築を 支援した。

## (オ) フィリピン

令和2年11月、海上保安庁とフィリピンコーストガード(PCG)により日・フィリピン海上保安 機関長官級会合を開催した。また、同月、PCGに対して海上保安庁モバイルコーポレーションチーム によるオンライン研修を実施した。

令和3年3月、有料道路の運営・維持管理(O&M)分野の最新の取組を共有し、官民での両国の 道路O&M分野での協力関係の強化を図ることを目的として、「日・フィリピン有料道路O&M技術会 議」をオンラインで開催した。本会議には、両国政府に加え日本の高速道路会社、フィリピンの道路 運営会社等から、約170名が参加し、活発な意見交換が行われた。

# (カ) ベトナム

令和2年5月、日本の沿岸技術を総合的に駆使したラックフェン国際港建設事業について、土木技 術の発展への顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したことが評価され、国土交通省港湾局が令和元 年度土木学会技術賞(Ⅱ グループ)を受賞した。同年6月、土木学会主催でラックフェン国際港建設 事業をテーマとしたシンポジウムがオンラインで開催され、国土交通省港湾局より講演を行った。

国土交通大臣が、円滑なプロジェクトの進捗のためベトナム政府と調整を続けてきたホーチミン市 都市鉄道1号線プロジェクトについて、同年10月に初めて日本から現地に車両の納入が行われるな ど、本格運用に向けた準備が着実に進められた。

また同年10月の菅総理のベトナム訪問の際、国土交通省とベトナム交通運輸省は、ベトナムの港 湾施設の国家技術基準の策定における協力の推進に関する覚書を更新した。

同年12月、ベトナム海上警察に対して海上保安庁モバイルコーポレーションチームによるオンラ イン研修が実施されたほか、同月には日越・ベトナム海上保安機関実務者会合をオンライン形式で開 催した。

#### (キ) マレーシア

平成29年7月、日本はクアラルンプールにASEAN地域訓練センターを設置し、レーダーや無線を

使用して船舶の管制及び情報提供を実施する VTS(Vessel Traffic Service)管制官の育成を支援している。令和2年1月に同センターに整備したe-Learningシステムを活用し、3年3月にオンライン研修を実施した。

また、マレーシア海上法令執行庁に対して海上保安庁モバイルコーポレーションチームによりオンライン研修(令和2年10月、3年2月)を実施した。

## (ク) ミャンマー

円滑なプロジェクトの進捗のためミャンマー政府と調整を続けてきたヤンゴン環状鉄道の改修計画及びヤンゴン・マンダレー鉄道の整備計画(フェーズ2)に関し、令和2年12月、車両の調達に関する契約が、本邦企業とミャンマー国鉄との間で締結された。

### ②南アジア

### (ア) インド

令和2年9月の日印電話首脳会談において、両首脳はムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の着実な進展に向けて、緊密に連携を図ることを確認した。同月の首脳会談の結果も踏まえ、同年12月に土木工事が着工した。

令和3年1月に「第12回都市開発に関する日印交流会議」を開催し、水環境、都市交通、都市開発、 良き発注者と質の高い技術者等について、意見交換を行うと共に、日本企業が各社の技術をアピール した。

また、水分野の協力を強化することを目的として、令和元年12月、国土交通省水管理・国土保全局とインド水活力省水資源・河川開発・ガンガ再生局の間で協力覚書を締結した。

#### (イ) バングラデシュ

PPP庁との覚書に基づき日本バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォームを構築し、政府間協力のもとでバングラデシュ側関係省庁と我が国関心企業による各種プロジェクトの案件形成を支援している。令和3年2月には第4回プラットフォーム会合を実施し、案件形成に取り組むプロジェクトとして新たに道路1案件を選定した。

#### (3)米国

米国は、インフラの老朽化対策や高速鉄道、スマートシティ、高齢者の地域居住等の分野において、 我が国の高度な技術力や知見へのニーズが高い市場であり、第三国においても、自由で開かれたイン ド太平洋(FOIP)の実現に向けた協力を図っている。また、令和3年1月に発足したバイデン政権は インフラ整備に積極的であり、今後、日本の技術力を活用した米国インフラ市場への参画が期待され ている。

こうした中、令和3年3月には、バイデン新政権下での日米協力を促進するため、米国運輸省及びインディアナ州と連携して、第4回日米インフラフォーラムをオンライン形式で開催した。本フォーラムでは、冒頭、赤羽国土交通大臣からインフラ分野における新技術・デジタル技術の活用、次世代エネルギーの活用、FOIPの推進等に関して日米の協力を呼びかけ、ブティジェッジ連邦運輸長官から今後の日米協力に対する期待が示されたほか、国土交通省及びインディアナ州政府から、これらに関するインフラ政策の紹介を行った。

# 4 中東

### (ア) サウジアラビア

同国の交通プロジェクトの案件形成を目指し、令和2年度の調査として、両国の関心の高い分野に ついて、関係省庁・企業とのオンライン面談やビジネスマッチングを実施した。

#### (イ) トルコ

令和2年12月には、質の高いインフラ、第三国における両国企業の連携等をテーマにした「第6 回日本・トルコ建設産業会議 |を開催し日本とトルコ両国企業によるビジネスマッチングを実施した。 また同年12月、日・トルコの防災協働対話の枠組みを活用し、官民による日トルコの防災協力を 一層強化するとともに、日本企業のトルコ進出を支援するため、岩井国土交通副大臣出席の下、「日・ トルコ防災セミナー」をオンラインで開催した。

観光分野においては、日本とトルコの更なる交流人口拡大のため、同年1月に両国政府の観光当局 や業界関係者等の参加する、「第1回日土観光交流促進協議会」を実施した。

#### ⑤ロシア

政府全体の方針である「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」に基づき、 都市環境、運輸、観光分野での協力を進めているところであり、令和2年8月に行われた日露電話首 脳会談においても、両首脳の間で「協力プラン」の進捗が確認され、今後も二国間関係を強化してい くことの重要性が確認された。

同国の都市環境分野では、8項目からなる「協力プラン」のうち、「快適・清潔で住みやすく、活 動しやすい都市作り」の具体化に向け、「日露都市環境問題作業部会」を通じて3モデル都市を中心 に協力を進めており、3年2月に第13回総括会合を開催した。元年に、モデル都市に追加されたサ ンクトペテルブルク市においては、協力分野を定めたスマートシティ基本構想を2年に提案、合意し、 当地での協力の具体化に向け各分野で協議を実施している。

運輸分野では、平成24年に「日露運輸作業部会」を設置し、27年の第2回以降毎年交互に開催し ている。令和2年度は、12月にオンラインにて日露運輸作業部会第7回次官級会合を開催し、鉄道・ 港湾・航空・海事の分野における意見交換を実施した。

さらに、専門的な議論を行うため、「港湾当局間会合」、「鉄道専門家会合」、「観光交流促進協議会」 を設置し、協力の具体化に向けた議論を実施している。同年度は、11月にオンラインにて港湾当局 間会合を開催し、港湾当局間で意見交換を実施した。

#### 6中南米

令和2年1月に、青木国土交通副大臣がパナマ運河庁を往訪し、パナマ運河における円滑な通航の 確保等についてパナマ政府要人と意見交換を行った。特に、パナマ運河の水位確保に係る上水サー チャージについては、導入の必要性等について海運業界に対して十分な説明と周知期間が必要である 旨口ヨ運河担当大臣に対して強く申し入れを行ったが、パナマ運河庁は渇水対策として緊急に導入せ ざるを得ないとして翌2月に同制度を導入した。これを受けて、同年9月、海事局はパナマ運河庁と Web形式で局長級政府間協議を開催し、パナマ運河庁長官から同制度の導入に至った経緯・根拠の 説明を受けるとともに、現在同国で検討している中長期的な水不足対策についての情報を共有し、今 後も運河の健全な活用に向けて両国間で協調していくことを確認した。

#### **⑦アフリカ**

TICAD VIにあわせて平成28年8月にケニアにて開催した「日・アフリカ官民インフラ会議」において採択された閣僚宣言を踏まえて設立した「アフリカ・インフラ協議会」(JAIDA)を活用し、我が国の「質の高いインフラ」を支える技術や経験等についてアフリカ各国に対して積極的に情報発信をするとともに、相手国との官民双方の関係構築を促進した。

これまでアフリカ11箇国(ケニア、エチオピア、モザンビーク、タンザニア、コートジボワール、ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア、ガーナ、マダガスカル、セネガル)において「官民インフラ会議」(閣僚級)を開催してきたところ、令和2年3月にチュニジア、モロッコとの間でオンラインによる会議を開催した。このうち、モロッコとの間では、岩井国土交通副大臣が「質の高いインフラ投資」の推進協力に係る覚書を締結した。

加えて、これまでに官民インフラ会議を開催したコートジボワールとの間で、官民インフラ会議で 築いた関係を継続・発展させることを目的として「質の高いインフラ対話」をオンラインで開催した。

# ⑧東アジア

中国については、平成30年に「第1回日中第三国市場協力フォーラム」等が開催され、日中間におけるインフラ整備に関する第三国連携の可能性を追求してきている。今後も、第三国での日中の連携に取り組んでいく。

# コラム

# **GOIUMM** 接現!

日 ASEAN 相互協力でスマートシティを実現! ~日 ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合と 新たな支援パッケージ "Smart JAMP" ~

国土交通省は、ASEAN スマートシティ・ネットワーク(ASCN)  $^{21}$  への協力を推進するため、令和元年に引き続き、令和 2 年 12 月 16 日、「第 2 回日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」を、ASEAN 諸国及び国内関係省庁と連携してオンラインで開催し、約 1,200 名にご参加いただきました。

同会合では、日本及び ASEAN 各国・各都市のスマートシティに係る取組みや優良事例についての紹介等を通じて、新型コロナウイルス感染症が広がる中にも着実に取組みが進んでいること、及び引き続き「日・ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)」を主体として、分野横断的かつ包括的な協力を推進していくことを確認しました。また、本会合と関連して、スマートシティを標榜するタイ・バンコクのバンスー中央駅周辺都市開発の事業推進のための協力覚書に国土交通省、(独)都市再生機構、タイ運輸省及びタイ国鉄の4者が署名したほか、ASEAN 各都市や日本民間企業等との間で、今後の具体的な協力について3件の覚書の署名がなされるなど、個別の協力関係も構築したところです。さらに、ASEAN のスマートシティ

注1 平成30年に開始された、ASEANの各都市のスマートシティ促進を目的としたASEANの取組み。ASEAN10箇国から26都市が選ばれ、民間企業・諸外国との連携を通じたプロジェクトの推進が目指されている。

の実現をさらに加速化させるための日本政府の新たな支援パッケージを提案し、採択された成果文書において、今後、早急にこの支援策が迅速かつ有効に実施されるよう、関係機関による 具体的な作業に取り組むことが合意されました。

この新たな支援パッケージは、"Smart JAMP(Smart City supported by Japan ASEAN Mutual Partnership)" と名付け、具体的には海外スマートシティの具体的案件形成調査の加速化、ASEAN スマートシティ案件への金融支援の促進、ASEAN 各国各都市の現地における協力体制整備等を行うこととしています。

Smart JAMP の施策の最初のステップとして、ASCN 各都市から企画提案されたスマートシティプロジェクトに関するマスタープラン調査、実施可能性調査、人材育成プログラムや実証実験を実施することにより、具体的な案件形成を推進していきます。

今後も、こうした取組みを踏まえながら、引き続き政府一丸となって ASEAN でのスマートシティ海外展開に取り組んでまいります。

# 【関連リンク】

- 第2回日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合 https://www.ascnjapan2020.jp/jpn/index.html
- ・スマートシティ官民連携プラットフォーム https://www.mlit.go.jp/scpf/
- ・JASCA ホームページ https://www.jasca2021.jp/







# 第2節

# 国際交渉・連携等の推進

# 1 経済連携における取組み

#### (1) 経済連携協定/自由貿易協定(EPA/FTA)

我が国は、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州等との経済連携を戦略的に推進しており、令和3年3月現在、21の国・地域とのEPAについて、発効済み・署名済みであるEPA/FTAを活用し、我が国の運輸、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国の外資規制の撤廃・緩和等を通じたサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する参加機会の拡大に取り組んでいる。

平成25年5月から、ASEAN諸国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドの16箇国

により交渉を開始した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、令和2年11月に署名された。

令和元年11月以降、本協定の交渉に不参加であったインドは、署名にも不参加であったが、本協定では、発効日からインドによる加入のために開かれている旨を規定している。(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。

このほか、令和2年1月に英国がEUを離脱したことを受け、同年6月に英国との新たな経済パートナーシップの構築のための交渉を開始、日EU・EPAに代わる日英EPAが同年10月に署名され、3年1月に発効した。

# (2)世界貿易機関(WTO)

WTOは、多角的貿易体制の中核であり、①貿易自由化・ルール形成のための交渉の場、②加盟国によるWTO協定の履行状況の監視、③加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を手続に従って解決する制度の運用という機能を果たしている。

日本を含む有志国・地域により、サービス分野の一層の貿易自由化を目的とした新サービス貿易協定(TiSA)の策定に向けた議論が行われており、平成25年6月から交渉を開始している。

# 2 国際機関等への貢献と戦略的活用

## (1) アジア太平洋経済協力(APEC)

APECは、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、経済・技術協力等の活動を行う経済協力の枠組みであり、国土交通省では、APECの交通・観光分野に係る大臣会合及び作業部会に積極的に取り組んでいる。

交通分野では、地域内のモノと人の流れを円滑化し貿易と投資を支えるべく交通大臣会合が開催されている。

平成29年10月にパプアニューギニアで開催された第10回APEC交通大臣会合では、強靱的且つ持続可能な交通やイノベーションを通じた地域連結性をテーマとした議論が行われ、我が国からは、「インフラプロジェクトにおけるPPPの促進」のテーマでプレゼンテーションを行い、これらの議論が共同大臣宣言として取りまとめられた。

また、APECの交通分野を取り扱う作業部会「APEC交通ワーキンググループ」の第48回会合が令和元年11月にモスクワにて開催され、APEC域内の交通分野における自由化・円滑化、保安、安全等について議論された。第49回会合は新型コロナウイルス感染症の影響により延期されており、3年中の開催が予定されている。

国内では、平成31年3月に開催した「APEC質の高いインフラ東京会議」における議論を踏まえ、APEC加盟国・地域における「質の高いインフラ」及びスマートシティの更なる理解の醸成や国際的スタンダード化の推進を図るため、令和3年度にAPEC加盟国・地域のインフラ担当省庁幹部を招聘し、「APEC質の高いインフラ投資を通じたスマートシティ会議」を開催することとしている。

#### (2) 東南アジア諸国連合(ASEAN) との協力

国土交通省は、ASEANにおける「質の高い交通」をさらに推進するため、平成15年に創設された日本とASEANの交通分野の協力枠組みである「日ASEAN交通連携」の下、道路交通安全に関する共同調査、港湾技術に関する共同研究、マラッカ・シンガポール海峡における水路再測量・海図整備、

航空セキュリティ体制支援等、陸上、海上、航空にわたる様々な協力プロジェクトを実施している。 これらのプロジェクトの進捗状況について確認するとともに、今後の方向性、新たなプロジェクトに ついて議論するため、「日ASEAN交通大臣会合」等の会合が毎年開催されている。 令和2年11月には、 「第 18 回日 ASEAN 交通大臣会合」がテレビ会議で開催され、我が国からは岩井国土交通副大臣が出 席した。本会合においては、「日ASEAN交通連携」の具体的実施計画である「日ASEAN交通連携ワー クプラン2020-2021」とともに、「コンテナターミナルの効率評価に係るガイドラインの策定」、「小 型船舶への情報提供業務に係るガイドラインの策定」、及び「日ASEAN環境行動計画 2021-2025」 の3つの新規協力プロジェクトが承認された。さらに、これまでのプロジェクトの成果物として、「日 ASEAN クルーズ振興戦略報告書」、「航路の維持管理ガイドライン」、及び「航路指定による安全対策 ガイドライン」の3つが承認された。また、同年9月に開催した日ASEAN次官級交通政策会合にお いて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各国の交通分野における取組について共有した。

また、国土交通省では、ASEAN各国のスマートシティ実現に向けたプラットフォームである「ASEAN スマートシティ・ネットワーク(ASCN) に対して関係府省とも連携して協力するため、令和2年12月、 「第2回日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」をオンラインで開催した。同会 合において、我が国のスマートシティの取組や、各府省が連携した海外スマートシティ展開に関する 支援策 - Smart City supported by Japan ASEAN Mutual Partnership - (Smart JAMP) などが紹介され、 ASEANでのスマートシティ実現に向けて引き続き協力をしていくことなどを確認した。

# (3) 経済協力開発機構(OECD)

国土交通省では、OECDの活動のうち、国際交通フォーラム(ITF)、交通研究委員会(TRC)、造船部会、 地域開発政策委員会(RDPC)、開発センター(DEV)、観光委員会などにおける議論に参画している。

ITF は、62 カ国の交通担当大臣を中心に、年1回、世界的に著名な有識者・経済人を交え、交通政 策に関するハイレベルかつ自由な意見交換を行うITF交通大臣会合を開催しており、これまで、交通 分野に関する気候変動問題、自動運転やインフラファイナンス等に関して議論を行ってきた。令和元 年5月の大臣会合では、「地域統合のための交通連結性」をテーマとして、COP24を踏まえた気候変 動対策や新しいモビリティのガバナンスのあり方等について、様々な角度から議論が行われた。

TRCでは、加盟国に共通した政策課題について調査研究を行っており、最近では新型コロナウイル ス感染症の交通への影響等について、情報提供やウェビナーを開催している。

造船部会は、造船に関する唯一の多国間フォーラムとして、国際造船市場に関する政策協調のため 重要な役割を担っており、造船に関する公的支援の適正化や透明性確保、輸出信用等に関する議論を 行っている。令和2年11月の第131回造船部会では、各国の造船政策のレビューに加えて、造船需 給予測及び船価モニタリングの実施に向けた検討を進めている。引き続き、このような造船市場に関 する共通認識の醸成や、政策協調のための取組を推進し、公正な競争条件の確保に努める。

RDPCでは、国土・地域政策等に関する各加盟国の政策レビューや、土地利用のガバナンスに関す る調査等に積極的に取り組んでいる。特に令和2年度は、国土交通省として、スマートシティを評価 する指標の策定に向けた議論に参画してきたほか、新型コロナウイルス感染症が各国の地域政策に長 期的に与える影響に関する調査にOECDと共同で取り組んできた。

DEV は、開発にかかる様々な問題・経済政策に関する調査・研究、先進国、新興国及び途上国に よる対話やセミナーを通じた知見・経験の共有・普及、政策オプションの提供等を行う機関であり、 専門家会合における今後の開発に関する議論を行うとともに、セミナー等により質の高いインフラの 途上国への普及・実施についても取り組んでいる。

観光委員会では、各国の観光関連政策のレビューや、観光統計データの整備及び分析等を行っている。我が国は同委員会の副議長国として活動しており、同委員会と積極的に連携している。令和2年には、加盟国における新型コロナウイルス感染症の観光への影響や対策、観光関連機関の取組み等に関してウェビナーやレポート作成が行われ、日本からも我が国における影響や対策などを共有した。

#### (4) 国際連合 (UN)

#### ①国際海事機関 (IMO)

IMOは、船舶の安全・環境等に関する国際ルールを定めている国連の専門機関である。我が国は、世界の主要海運・造船国として同機関の活動に積極的に参加しており、環境関係の条約を採択する委員会の議長は日本人が務めている。

特に、世界的に関心が高まっている気候変動対策を海運分野で強力に進めるべく、日本主導により、船舶に対する世界共通の $CO_2$ 削減ルールを策定し、段階的に強化している。令和2年度には、新造船に関する $CO_2$ 規制を大幅に強化(最大50%削減)したほか、これまで規制の対象外であった就航済み船舶への新たな $CO_2$ 規制を我が国主導により19か国でIMOに提案し、承認された。

また、2年度には、我が国提案に基づき、船舶の転覆事故防止に向けた新たな指針が承認された他、 岸壁係留時に使用されるロープの破断事故等を防止するための係留設備の保守・点検に関する条約改 正案が採択されるなど、IMOにおける安全に関する国際ルール作りに大きく貢献した。

### ②国際民間航空機関(ICAO)

ICAOは、国際民間航空の安全かつ秩序ある発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営に向け、一定のルール等を定めている国連の専門機関の1つである。我が国は加盟国中第3位(令和2年)の分担金を負担し、また、第1カテゴリー(航空輸送において最も重要な国)の理事国として、ICAOの諸活動に積極的に参加し、国際民間航空の発展に寄与している。

#### ③国連人間居住計画(UN-Habitat)

UN-Habitat は、人間居住問題を専門に扱う国連の基金・計画の一つである。我が国は、設立以来の理事国としてUN-Habitatの諸活動に積極的に参加し、我が国の国土・地域・居住環境改善分野での経験、知見を活かした協力を通じ、世界、特にアジアでの人口爆発、急激な都市化に伴う人間居住問題の改善に貢献している。

令和2年度は、UN-Habitatによる新型コロナウイルス対策活動に関するレポート(UN Habitat's COVID-19 Response Plan)の国内普及に努めたほか、UN-Habitat福岡本部(アジア太平洋担当)が開催した各種シンポジウムに参加し、持続可能な都市化のための世界共通の目標である「ニューアーバン・アジェンダ」にある「バランスの取れた国土開発」の重要性を世界に発信した。

#### ④国連における水と防災に関する取組み

令和2年7月の国連の持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおいて、赤羽国土交通大臣は日本政府を代表し、流域のあらゆる関係者が協働し治水を進める「流域治水」や新型コロナウイルス感染症禍における水災害リスク低減を通じ、SDGsの達成に貢献していくことをビデオスピーチを通じ発信した。3年3月には、「SDGs水関連目標の実施に関する国連ハイレベル会議」において、

赤羽国土交通大臣は水・衛生目標であるSDG6に加え、災害被害の削減を目指すSDG ターゲット 11.5を重点的にフォローアップするために必要な進捗管理に貢献していくことをビデオメッセージ を通じ発信した。また、「水と災害ハイレベルパネル」の第15・16回会合に参加し、新型コロナウ イルス感染症禍での水関連災害に関する国際社会の取組みを議論した。

#### ⑤持続可能な開発目標(SDGs)

平成27年9月の国連サミットにおいて、SDGsが採択されたことを受け、28年12月に安倍総理を 本部長とするSDGs 推進本部が、我が国におけるSDGs の実施のための指針(SDGs 実施指針)を決定 した。令和元年度においては、平成28年の策定以降初めて「SDGs実施指針」を改定した。令和2年 12月、SDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2021」が策定され、 国内外における持続可能な開発の実現に向けて、国土交通省においても「質の高いインフラ投資の推 進」等の関連施策を通じて、SDGsの達成に向けて取り組みを行っている。

# ⑥国連における地理空間情報に関する取組み

国連経済社会理事会に設置されている地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会 (UN-GGIM) に参加し、我が国の経験を活かし、地球規模の測地基準座標系(GGRF) の構築や防災 に関する地理空間情報の取組みに貢献している。また、我が国はUN-GGIMアジア太平洋地域委員会 の副会長、測地基準座標系作業部会の部会長、統計・地理空間情報統合作業部会の副部会長を務めて いる。

#### (5) 世界銀行(WB)

国土交通省は、「質の高いインフラ投資」の情報発信のため、世界銀行が実施する各国の住宅・都 市開発担当者を対象とした招聘事業(令和元年6月及び2年2月)及び現地でのワークショップ(2 年3月:於ケニア)において、日本の住宅供給及び都市開発に関する知見を紹介した。

#### (6) アフリカ開発会議 (TICAD)

アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するために、「アフリカインフラ協議会(JAIDA)」 と連携し、官民インフラ会議等の取組みを進めているところ、令和4年にチュニジアにてTICAD8の 開催が予定されており、これに向けて「質の高いインフラ投資」に対する理解を促進する取組みを加 速していく。

#### (7) アジア欧州会合 (ASEM)

ASEMは、アジア・欧州関係の強化を目指して平成8年に発足した対話と協力の場であり、アジア 側参加メンバー(21か国と1機関)、欧州側参加メンバー(30か国と1機関)の合計51か国と2機 関によって構成される。

令和元年12月に開催された第5回ASEM交通大臣会合では、交通のデジタル化に向けた技術開発 の重要性、交通の脱炭素化、環境に優しい交通の重要性などに関する議論が行われた。我が国からは、 和田国土交通大臣政務官が出席し、MaaSや自動運転など交通のデジタル化に関する取組みや、交通 分野における脱炭素化に向けた取組みを紹介した。

# 3 各分野における多国間・二国間国際交渉・連携の取組み

#### (1) 国土政策分野

アジア各国等において、政府関係者、国際機関等様々なステークホルダーをネットワーク化し、会議、ウェブサイト等により国土・地域政策に係る課題や知見を共有する仕組みである「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム(SPP)」の第3回会合を、令和3年2月にオンライン開催した。本会合では、各国における新型コロナウイルス感染症を受けた国土政策の長期的なあり方に関するセッションのほか、今回新たな取組として、国土・地域計画分野における各国が抱える課題に対し、日本企業18社が「質の高いインフラ」技術により、解決策等を提示する官民ビジネスセッションを実施した。

# (2)都市分野

国際的な不動産見本市である「MIPIM」(フランス・カンヌ開催)への日本ブース出展の開催支援等を行っている。

ミャンマーでは、同国建設省の要請を受け、これまで策定支援してきた都市・地域開発計画法に関し、令和2年度は同法運用に向けたキャパシティ・ビルディング支援を実施するとともに、現地JICA専門家を通じて技術協力を行った。

また、タイでは、同国運輸省の要請を受け、バンスー中央駅周辺都市開発計画の実現に向けて、現地 JICA 専門家を通じて技術協力を行うとともに、令和2年度には運輸省、タイ国有鉄道、国土交通省、独立行政法人都市再生機構の4者で、事業推進に関する協力覚書を交換した。

さらに、我が国企業の海外展開促進を図るため、都市開発海外展開支援事業を活用し、独立行政法人都市再生機構による調査やセミナー等の取組を支援しており、上記のタイだけでなく、中国、インドネシアの関係機関とも協力覚書交換に至った。

その他、TOD(公共交通指向型都市開発)に係る日本の経験や技術力を海外政府等カウンターパートへPRするための頒布資料を作成したほか、EUとの間でスマートシティやSDGsに対応した都市政策のあり方について共同研究を行った。

## (3) 水分野

水問題は地球規模の問題であるという共通認識のもと、国際会議等において問題解決に向けた議論が行われている。今後、熊本市で第4回アジア・太平洋水サミットの開催が予定されている。同サミットは、アジア太平洋地域の各国政府首脳級や国際機関の代表などが参加し、アジア太平洋地域の水に関する諸問題について、幅広い視点から議論を行うものであり、本サミットの円滑な実施のため、関係各省が連携して準備を行った。また、令和元年6月にアメリカ(ワシントン)で開催された日本ー世界銀行水災害に関するセミナーにおいて、日本における統合的な渇水リスクマネジメントの取組みとして、全国および流域レベルでの水資源開発計画、需要マネジメント、水利権、環境用水、渇水時の利水者間調整などの取組みを紹介した。

それに加え、水資源分野では、独立行政法人水資源機構を事務局とし関係業界団体や関係省庁からなる「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用し、インドネシアにおいて治水・利水機能の向上を図るダム再生事業の案件形成に向けた調査を行うなど、水資源分野の案件形成に向けた取組みを実施した。また、アジア河川流域機関ネットワーク(NARBO)と連携し、統合水資源管理(IWRM)の普及・促進に貢献している。このほか、アジアにおける汚水管理の

意識向上等を目的としたアジア汚水管理パートナーシップ (AWaP) を平成 30 年に設立し、国連サミッ トで採択されたSDGs(ターゲット6.3「未処理汚水の割合の半減」)の目標達成に貢献するための協 力関係を参加国・国際機関及び日本下水道事業団を含む関係機関と構築した。令和2年度は、参加国 が自国の下水道に関する現状や課題、取組み等を取りまとめた年次レポートの共有を図るとともに、 令和3年3月に運営委員会を書面審議で開催し、3年8月に総会を開催することを確認した。

#### (4) 防災分野

世界の水関連災害による被害の軽減に向けて、災害予防が持続可能な開発の鍵であるという共通認 識を形成するため、我が国の経験・技術を発信するとともに、水災害予防の強化に関する国際連帯の 形成に努めている。また、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップ「防 災協働対話」をインドネシアやベトナム、ミャンマー、トルコで実施している。現在、既存ダムを有 効活用するダム再生や危機管理型水位計などの本邦技術を活用した案件形成を進めているところであ る。また、国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)では、 統合洪水解析システム(IFAS)や降雨流出氾濫(RRI)モデル等の開発、リスクマネジメントの研究、 博士課程及び修士課程を含む人材育成プログラムの実施、UNESCOやアジア開発銀行、及び世界銀行 のプロジェクトへの参画及び国際洪水イニシアチブ(IFI)事務局としての活動等を通じ、水災害に 脆弱な国・地域を対象にした技術協力・国際支援を実施している。

また、砂防分野においては、イタリア、韓国、スイス及びオーストリアと砂防技術に係る二国間会 議を開催しているほか、JICA専門家の派遣等や研修の受入を通じて土砂災害対策や警戒避難、土地 利用規制などの技術協力を行っている。

### (5)道路分野

世界道路協会(PIARC)の各技術委員会等に継続的に参画し、国際貢献に積極的に取り組んでいる。 令和2年からは4年間の戦略計画がスタートし、1)道路行政、2)モビリティ、3)安全性と持続可能性、 4) レジリエントなインフラストラクチャーの4つの戦略テーマの下に17の技術委員会と4つのタス クフォースを設置して、加盟国による調査研究を開始している。さらに、同年の新型コロナウイルス 感染症感染拡大下においては、ウェビナーの継続的な開催により、新型コロナウイルス感染症に関す る情報共有や情報発信を行っている。

また、日ASEAN交通連携の枠組みの下、ASEAN地域における橋梁維持管理の質の向上を目指した 「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」に取り組んでおり、令和2年2月、12月、3年3月に専 門家会合を開催した。

#### (6)住宅・建築分野

国際建築規制協力委員会(IRCC)、日米加建築専門家会合(BEC)等への参加など、建築基準等に 係る国際動向について関係国間での情報交換を行った。

ミャンマー・バングラデシュ・トルコ等に対しては、JICA専門家の派遣やセミナーの開催等を通 じて幅広く技術協力を行った。

また、国立研究開発法人建築研究所国際地震工学センター(IISEE)では地震学・地震工学・津波 防災の研修を実施し、開発途上国の研究者、技術者の養成を通じて世界の地震防災対策の促進に貢献 している。

#### (7) 鉄道分野

令和2年度も、インド高速鉄道に関する合同委員会の開催、JICA専門家の派遣を通じた技術協力な ど、二国間での連携に向けた取組みを実施している。

また、(一社)海外鉄道技術協力協会(JARTS)や(一社)国際高速鉄道協会(IHRA)において各 国要人を招いての国際会議やセミナーを開催するなど、我が国鉄道技術の強みの紹介にも積極的に取 り組んでいる。

#### (8) 自動車分野

平成27年の第13回日ASEAN交通大臣会合にて承認された、「自動車基準・認証制度をはじめとし た包括的な交通安全・環境施策に関する日ASEAN新協力プログラム」に基づき、令和3年1月にア ジア地域官民共同フォーラムをオンライン形式で開催するなど、アジア地域における基準調和・相互 認証活動・交通安全・環境保全施策などについて情報交換を行った。

# (9)海事分野

海事分野では、IMOにおける世界的な議題への対応の他、局長級会談等を通じた二国間協力、日 ASEAN交通連携を通じた多国間協力の取組み等を実施している。

令和2年度にはパナマ及びノルウェーと局長級会談をそれぞれ9月及び12月に開催し、海事分野 における諸問題の解決に向け、情報共有や意見交換を実施した。

我が国は、ASEAN等新興国・途上国に対する海上保安能力向上や公共交通インフラの整備として ODAを通じた船舶の供与を行っており、3年3月末現在、ベトナム、フィリピン向け巡視船やモロッ コ向け海洋・漁業調査船、サモア向け貨物船など、9ヵ国に対し計18隻の船舶の供与に向けたODA 事業が進行中である。この他、平成30年3月より、マラッカ・シンガポール海峡の共同水路測量調 **查事業の現地調査が実施されている。** 

多国間協力に関しては、日 ASEAN 交通連携協力プロジェクトの一環として、クルーズ分野につい て、各国から提出されたクルーズ情報をASEAN-JAPAN transport partnership(AJTP)ウェブサイト へ掲載した。また、日ASEAN クルーズモデルルート策定等、平成27年から5年間にわたり実施した 日ASEANクルーズ振興戦略の成果を取りまとめ、日ASEAN交通大臣会合に報告し、承認された。

また、ASEAN域内の内航船等において低環境負荷船を普及促進させるため、「ASEAN低環境負荷船 普及戦略 | に基づき、令和2年8月の海上交通WGにおいて、ASEAN各国の具体的取組等をベストプ ラクティスとして共有した。

その他、洋上浮体技術を活用した物流拠点の事業化に向けた取組み、造船分野の人材育成支援等、 我が国の優れた海事技術の海外展開にも取り組んでいる。

#### (10) 港湾分野

北東アジア港湾局長会議やAPEC交通WGを通じて、港湾行政に関する情報交換や、クルーズの促 進等を実施している。また、国際航路協会(PIANC)や国際港湾協会(IAPH)等との協調を重視し、 政府自らその会員となり、各国の政府関係者等との交流を行うとともに、各種研究委員会活動に積極 的に参画している。特にPIANC、IAPHにはいずれも日本から副会長を輩出している。コロナ禍にお いても、リモートで活発に実施されている取組に積極的に参画し、我が国の質の高い港湾技術の発信 や、世界の様々な港湾技術に関する最新の知見を得るなど、技術基準等の海外展開・国際標準化の推 進にも積極的に取り組んでいる。

さらに、令和2年10月には、海運業界の脱炭素化を支援する将来の船舶燃料に対応するための港 湾間協力に関する覚書をシンガポール海事港湾庁・ロッテルダム港湾公社・国土交通省港湾局の3者 で締結した。

#### (11)航空分野

令和2年度はインドにおいて我が国企業参入促進のため、空港運営案件発掘調査を実施した。また、 2年8月及び12月に、インド空港当局(AAI)と航空分野における協力について意見交換を行った。

### (12) 物流分野

日中韓物流大臣会合における合意に基づき、北東アジア物流情報サービスネットワーク (NEAL-NET)の加盟国・加盟港湾の拡大等、日中韓の物流分野における協力の推進について中韓と議論を進めた。 令和2年6月には、新型コロナウイルス感染症の物流への影響を踏まえ、日中韓物流大臣会合の特 別セッション(テレビ会議)を開催し、三国における円滑な物流の確保のための連携強化を確認した。

また、日ASEAN交通連携の下、同年12月に開催した物流専門家会合において、ASEAN各国におけ るコールドチェーン物流サービス規格の認証体制の整備を促進するためのガイドラインの策定を提案 し、各国の合意を目指して議論していくことが確認された。加えて、3年1月にインドネシアとの間 で物流政策対話・ワークショップを開催し、物流環境の改善等を協議するとともに、コールドチェー ン物流を支える日本の物流機器や技術の紹介等を行った。

さらに、海上輸送、航空輸送に続く第3の輸送手段としてのシベリア鉄道の利用拡大に向けて、平 成30年度から令和2年度にかけて、ロシア政府と共同で、シベリア鉄道を利用した貨物輸送の実証 事業を実施した。

#### (13) 地理空間情報分野

ASEAN等に対し、電子基準点網の設置・運用支援等を行っている。ミャンマーについては、JICA によるヤンゴンマッピングプロジェクトと連携し、令和2年9月及び3年1月に、電子基準点の運用 維持管理に関してオンラインによる技術移転を実施した。ベトナムについては、3年3月に国土地理 院と天然資源環境省測量・地図作成・地理情報局との間で覚書の更新を行うとともに、電子基準点の 利活用に関するオンラインセミナーを開催した。インドネシアについては、電子基準点の維持管理に 関するオンラインによる技術移転を実施した。

#### (14) 気象・地震津波分野

世界気象機関(WMO)の枠組みの下、気象観測データや技術情報の交換に加え、我が国の技術を 活かした台風情報等を提供している。WMOと国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が共同で 設立した台風委員会の活動の一環として、台風の解析や予報に関する研修を毎年実施しているほか、 令和3年2月に台風委員会第53回会合を日本がホストとして実施するなど、東・東南アジア各国の 台風災害防止に貢献している。また、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)政府間海洋学委員会(IOC) の枠組みの下、北西太平洋における津波情報を各国に提供し、関係各国の津波防災に貢献している。

#### (15) 海上保安分野

海上保安庁は、世界海上保安機関長官級会 合、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海 上保安機関長官級会合といった多国間会合 や、二国間での長官級会合、連携訓練等を通 じて、捜索救助、海上セキュリティ対策等の 各分野で海上保安機関間の連携・協力を積極 的に推進している。

また、シーレーン沿岸国における海上保安 能力向上支援のため、国際協力機構(JICA) や日本財団の枠組みにより、海上保安庁モバ イルコーポレーションチーム (MCT) や専 門的な知識を有する海上保安官を専門家とし

ベトナム海上警察に対するオンライ 図表 II -9-2-1 ン形式での制圧研修



て各国に派遣しているほか、各国の海上保安機関等の職員を日本に招へいし、能力向上支援に当たっ ている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、諸外国との往来が制限され、各国へ の派遣ができない中、可能な手段で各国海上保安機関の能力向上支援を継続するため、MCTによる オンライン研修等を実施した。

また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講し、アジア諸 国の海上保安機関職員を受け入れるなどして各国の連携協力、認識共有を図っている。

このほか、海上保安庁は国際水路機関(IHO)の委員会等における海図作製に関する基準の策定、 コスパス・サーサット計画における北西太平洋地域の取りまとめ、国際航路標識協会(IALA)の委 員会等におけるVDESの開発に係る検討、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく情報共 有センターへの職員の派遣など、国際機関へ積極的に参画している。

#### 国際標準化に向けた取組み 第3節

# (1) 自動車基準・認証制度の国際化

安全で環境性能の高い自動車を早期に普及させるため、我が国は国連自動車基準調和世界フォーラ ム(WP29)等に積極的に参加し、安全・環境基準の国際調和を推進するとともに、その活動を通じ、 高度な自動運転技術などの優れた日本の新技術を国際的に普及させていくこととしている。このよう な活動を推進するため、具体的には、①日本の技術・基準の戦略的国際標準化、②国際的な車両認証 制度(IWVTA)の実現、③アジア諸国の国際基準調和への参加促進、④基準認証のグローバル化に 対応する体制の整備、の4つの柱を着実に実施し、自動車基準認証制度の国際化を推進している。

#### (2) 鉄道に関する国際標準化等の取組み

欧州が欧州規格の国際標準化を積極的に推進する中、日本の優れた技術が国際規格から排除される と、鉄道システムの海外展開に当たって大きな障害となる可能性があるなど、鉄道分野における国際 競争力へ大きな影響を与えることから、鉄道技術の国際標準化を推進することが重要である。このた め、鉄道関係の国際規格を一元的に取り扱う組織である(公財)鉄道総合技術研究所「鉄道国際規格 センター」において、鉄道の更なる安全と鉄道産業の一層の発展を図るべく、活動を行っている。

このような取組みの結果、国際標準化機構(ISO)の鉄道分野専門委員会(TC269)では議長とし て国際標準化活動を主導し、国際電気標準会議(IEC)の鉄道電気設備とシステム専門委員会(TC9) と併せ、それぞれにおける個別規格の提案・審議等の国際標準化活動で中心的な役割を担い、成果を 上げている。引き続き、これら国際会議等における存在感を高め、鉄道技術の国際標準化の推進に取 り組むこととしている。

また、国内初の鉄道分野における国際規格の認証機関である(独)自動車技術総合機構交通安全環 境研究所は、鉄道認証室設立以来、着実に認証実績を積み重ね、鉄道システムの海外展開に寄与して いる。

# (3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

我が国は、海運の環境負荷軽減や安全性向上を目指すとともに、我が国の優れた省エネ技術等を普 及するため、国際海事機関(IMO)におけるSOLAS条約<sup>注1</sup>、MARPOL条約<sup>注2</sup>、STCW条約<sup>注3</sup>等による 基準の策定において議論を主導している。

また、海上保安庁は、国際水路機関(IHO)での海図や水路書誌、航行警報等の国際基準に関する 議論に参画している。さらに、船舶交通の安全を確保するとともに、船舶の運航能率のより一層の増 進を図るため、国際航路標識協会(IALA)e-Navigation委員会において新たな海上データ通信方式で あるVDESの国際標準化に関する議論を主導している。

# (4) 土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和

土木・建築・住宅分野において、外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用や、JICA 等による技術協力等を実施し、また、設計・施工技術のISO制定に参画するなど、土木・建築分野に おける基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。また、我が国の技術的蓄積を国際標準 に反映するための取組を支援するとともに、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・ 改定等について検討を進めている。

## (5) 高度道路交通システム (ITS) の国際標準化

効率的なアプリケーションの開発、国際貢献、国内の関連産業の発展等を図るため、ISO や国際電 気通信連合(ITU)等の国際標準化機関におけるITS技術の国際標準化を進めている。

特にITSの国際標準化に関する専門委員会(ISO/TC204)に参画し、ETC2.0で収集したプローブ 情報の活用等に関する標準化活動を行っている。また、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29) の自動運転に係る基準等について検討を行う各分科会等の共同議長等又は副議長として議論を主導し ている。自動運行装置(レベル3)や自動車のサイバーセキュリティに関する国際基準が令和2年6 月に成立するなど、着実に国際基準の策定を進めている。

#### (6) 地理情報の標準化

地理空間情報を異なる地理情報システム (GIS) 間で相互利用する際の互換性を確保することなど

- 注1 海上における人命の安全のための国際条約
- 注2 船舶による汚染の防止のための国際条約
- 注3 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

を目的として、ISOの地理情報に関する専門委員会(ISO/TC 211)における国際規格の策定に積極的 に参画している。あわせて、国内の地理情報の標準化に取り組んでいる。

#### (7)技術者資格に関する海外との相互受入の取決め

APECアーキテクト・プロジェクト、APECエンジニア・プロジェクトでは、一定の要件を満たす APEC域内の建築設計資格者、構造技術者等に共通の称号を与えている。APECアーキテクト・プロ ジェクトでは、我が国は、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間相互受入の取決めの締結、 APECアーキテクト中央評議会への参加等を通じ、建築設計資格者の流動化を促進している。

### (8)下水道分野

我が国が強みを有する下水道技術の海外展開を促進するため、現在、「水の再利用」に関する 専門委員会(ISO/TC282)、「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄」に関する専門委員会(ISO/ TC275)、「雨水管理」に関するワーキンググループ(ISO/TC224/WG11) 等へ積極的・主導的に参 画している。

#### (9) 物流システムの国際標準化の推進

我が国の物流システムの国際標準化を推進し、ASEAN等において、物流環境の改善への貢献とと もに、我が国の物流事業者が物流需要を確実に捉えられる環境醸成を図っている。令和2年には、平 成30年に日ASEAN交通大臣会合で承認された「日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン」を ベースとした事業者間(BtoB)におけるコールドチェーン物流サービス規格「JSA-S1004」と、一般 消費者等への小口保冷配送サービス(BtoC、CtoC)を対象とした国際規格「ISO23412」が発行され た。また、「JSA-S1004」のASEANにおける普及に向けた戦略及びアクションプランを令和3年3月 に策定し、今後官民連携によりセミナーや研修等の取組を行うこととしている。

# (10) 港湾分野

日ベトナム間で、平成26年に署名し、29年および令和2年に更新した「港湾施設の国家技術基準 の策定に関する協力に係る覚書(MOC)」に基づき、我が国のノウハウを活用した、ベトナムの国家 技術基準の策定協力を実施しており、2年3月までに、8項目の国家基準の策定に至った。また、べ トナム政府からの要請に基づき、4年までに新たな設計基準(防波堤、浚渫・埋立)について、国家 基準原案の作成を行うなど、幅広い分野における取組みを推進しているところである。